

(仮称)春日井市こどもの権利条例(中間案)の概要

条例制定に至るきっかけ

- 「こどもまんなか社会」実現に向けた国の取組が進展(こども家庭庁設立・こども基本法施行・こども大綱策定)
⇒ 春日井市のこどもが豊かに育つため、まち全体で「こどもの権利」を理解し、権利保障を促進する必要
- こどもたちの想いを聴くため、R6 に小中高生に計 10 回のワークショップ・アンケートを実施

こどもたちが
大事にしたい想い

- ①誰もが「こどもの権利」を理解・尊重
- ②普段の「対話」を大切に、まち全体で権利保障

めざす姿(=本条例の目的)

① こどもにとって大切な
権利が明らかにされている

② こどもの権利が守られるために
必要な事項が定められている

まち全体でこどもの権利の保障が促進され、
こどもが豊かに育っている状態

① こどもにとって大切な権利

- ◎ 安心して暮らす権利
 - ・ 自分らしく過ごせる居場所がある
 - ・ 相談することができ、支援を受けられる
 - ・ 身体や心を傷つけられない など
- ◎ 参加する権利
 - ・ 自分の意見や考えを言える
 - ・ 必要な知識や情報を得られる
 - ・ 仲間を作って集まる など
- ◎ 自分らしく生きる権利
 - ・ 自分らしさが認められる
 - ・ 自分のことを自分で決められる
 - ・ プライバシーが守られる など
- ◎ 豊かに育つ権利
 - ・ 心と身体を休める
 - ・ 遊んだり、学んだりする
 - ・ 文化やスポーツなど色々な経験をする など

② こどもの権利が守られるために必要な事項

権利を守る担い手と役割

- ◎ 大人
 - ・ こどもを権利主体と認め、権利を理解し尊重する
 - ・ こどもに向き合い、対話を心掛ける
- ◎ こども
 - ・ 自らの権利について正しく理解する
 - ・ 他のこどもにも権利があることを認め、尊重する
- ◎ 保護者
 - ・ こどもの権利保障に対し最も重要な責任があることを認識し、こどもの最善の利益を考えて養育
 - ・ こどもの権利意識の醸成に必要な支援を実施
- ◎ 学校等関係者
 - ・ 発達段階等に応じ、育ちに必要な支援を実施
 - ・ こどもの権利意識の醸成に必要な支援を実施
- ◎ 地域住民等
 - ・ こどもの育ちを見守り、必要な支援を実施
- ◎ 事業者
 - ・ 子育てと仕事を両立しやすい職場環境をつくる
 - ・ こどもの権利保障を損ねない事業活動上の配慮
- ◎ 春日井市
 - ・ 各主体と協働してこどもに関する施策を推進
 - ・ 各主体が役割を果たすために必要な支援を実施

権利を守るための施策

- ◎ 子育て家庭への支援【市・学】
 - ・ 発達段階等に応じ、保護者に必要な支援を実施
 - ・ 困難下のこども・家庭に途切れない支援を実施
- ◎ こどもの居場所づくり【市・保・学・地・事】
 - ・ こどもが安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、居場所づくりに必要な支援を実施
- ◎ 虐待・体罰の防止【市・保・学・地・事】
 - ・ 関係機関と協力した必要な防止対策と早期発見に努め、発覚時には適切・速やかな救済を支援
- ◎ いじめの防止【学・市・保・地】
 - ・ いじめの防止と早期発見に努め、発覚時には適切・速やかな救済と、必要な支援・助言を実施
- ◎ 多様性の尊重【市・学・保・地・事・こ】
 - ・ 国籍、人種、性別など違いを認め、多様性を尊重
 - ・ 偏見・差別などが生じないよう多様性理解を促進
- ◎ 意見表明・参画の促進【市・学・地】
 - ・ こどもに関わる施策や、こどもが参加する活動について、意見表明や参画を促進
- ◎ 権利侵害からの救済【市】
 - ・ こどもの権利侵害に関する相談・救済の際は、保護者・関係機関と連携し、実情に配慮し対応